

平成24年第2回野洲市議会定例会 市提出案件

議案番号	件 名	提出月日
報告第3号	平成23年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	6月7日
報告第4号	平成23年度野洲市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	6月7日
議第39号	専決処分につき承認を求めることについて（平成23年度野洲市一般会計補正予算（第8号））	6月7日
議第40号	専決処分につき承認を求めることについて（平成23年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第5号））	6月7日
議第41号	専決処分につき承認を求めることについて（野洲市税条例の一部を改正する条例）	6月7日
議第42号	専決処分につき承認を求めることについて（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6月7日
議第43号	専決処分につき承認を求めることについて（訴えの提起の変更について）	6月7日
議第44号	平成24年度野洲市一般会計補正予算（第1号）	6月7日
議第45号	野洲市住民投票条例の一部を改正する条例	6月7日
議第46号	野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例	6月7日
議第47号	野洲市中主B&G海洋センター条例の一部を改正する条例	6月7日
議第48号	財産の処分について	6月7日
議第49号	訴えの提起について	6月7日
議第50号	訴えの提起について	6月7日
議第51号	住居表示の実施区域及び方法について	6月7日

◎各案件の概要は次ページ以降です。

平成24年第2回野洲市議会定例会 市提出案件概要

1 繰越計算書の報告 2件

□報告第3号 平成23年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として小学校施設整備事業他 13 件の事業について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

□報告第4号 平成23年度野洲市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として雨水幹線設計業務委託について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

2 専決処分の承認 5件

□議第39号 専決処分につき承認を求めることについて(平成23年度野洲市一般会計補正予算(第8号))

①予算額

- ・補正前予算額 19,625,167千円
- ・補正額 62,586千円
- ・補正後予算額 19,687,753千円

②補正の概要

- ・特別交付税の確定による増額 (34,510千円)
- ・譲与税及び交付金の確定による精査 (28,144千円)
- ・市債の借入額精査による減額 (△11,900千円)
- ・財政調整基金積立金の追加 (12,586千円) 及び減債基金積立金の追加 (50,000千円)

□議第40号 専決処分につき承認を求めることについて(平成23年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第5号))

①予算額

- ・補正前予算額 2,179,550千円
- ・補正額 △21,500千円
- ・補正後予算額 2,158,050千円

②補正の概要

- ・使用水量の見込みによる、農業集落排水使用料 (現年度分△281千円、滞納繰越分 120千円)、公共下水道使用料 (現年度分△28,324千円、滞納繰越分

△573 千円) 及び特定環境保全公共下水道使用料 (現年度分 5,146 千円、滞納繰越分 676 千円) の精査

- ・浄化センター負担金の確定による減額 (△16,187 千円)

口議第41号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日に公布されたことに伴い所要の改正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

- ・固定資産税の住宅用地に係る据置特例を平成24・25年度までは負担水準90% (現行80%) 以上の住宅用地について存置したうえで平成26年度に廃止する。
- ・固定資産税評価替えに伴う改正
「平成21年度から平成23年度」⇒「平成24年度から平成26年度」
- ・特例民法法人から移行した一般社団(財団)法人が設置している図書館、博物館等に係る固定資産税の非課税措置の創設に伴う申告規定の設置(附則第21条の2)
- ・東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限(現行3年)を7年に延長。また、同震災により被災者が住宅の再取得等をした場合に個人住民税について住宅借入金等特別税額控除の対象とする。(附則第22条の2、附則第23条)

②施行日 平成24年4月1日

口議第42号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日に公布されたことに伴い所要の改正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限(現行3年)が7年に延長されたことを附則に規定する。(附則第21項)

②施行日 平成24年4月1日

口議第43号 専決処分につき承認を求めることについて(訴えの提起の変更について)

平成23年11月4日に議決を得た訴えの提起につき、その内容を一部変更する

ことについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①変更内容（損害賠償請求金額）

変更前 892,800円

変更後 578,800円

②専決処分日 平成 24 年 4 月 11 日

3 補正予算 1 件

口議第 44 号 平成 24 年度野洲市一般会計補正予算(第 1 号)

①予算額

・補正前予算額 19,964,000千円

・補正額 56,449千円

・補正後予算額 20,020,449千円

②補正の概要

・村中財産の売却に伴う不動産売払収入 (34,707 千円)

・(財) 地域社会振興財団交付金事業採択に伴う長寿社会づくりソフト事業交付金 (1,000 千円)

・滋賀県障害者雇用支援センター残余財産処分金 (2,100 千円)

・村中財産の売却に伴う南櫻自治会砂防堰堤事業交付金 (34,707 千円)

・野洲児童館雨漏れ改修に伴う工事請負費 (6,500 千円)

・長寿社会づくりソフト事業交付金を活用した妓王と清盛さんのおかげ祭実行委員会補助金 (1,000 千円)

・守山市川田町地先新設市道の完了に伴う業者負担金の精算金の返金 (10,732 千円)

4 条例の改正 3 件

口議第 45 号 野洲市住民投票条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

また、条例の施行を延長するための改正を行う。

①第 3 条

外国人登録法が廃止され、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となることから、条例中の言い回しを修正する。

②第 3 条第 2 項（削除）

定住外国人の定義規定を削除する。

③第 4 条第 4 項…「第 74 条第 6 項から第 8 項まで」⇒「第 74 条第 7 項から第

9 項まで」

④第 12 条第 2 号…「第 3 条第 1 項各号」⇒「第 3 条各号」

⑤付則…「3 年」⇒「6 年」

⑥施行日 公布の日（第 3 条の改正規定及び第 12 条第 2 号の改正規定は、平成 24 年 7 月 9 日から施行）

□議第 46 号 野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例

トレーニング室の利用について、定期券を新設するための改正を行う。

施行日 平成 24 年 7 月 1 日

□議第 47 号 野洲市中主 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例

総合体育館の温水プールと整合を図るため、3 歳以下の使用料を無料とする改正を行う。

施行日 平成 24 年 7 月 1 日

5 その他 4 件

□議第 48 号 財産の処分について

砂防えん堤事業の実施のため、南櫻字里原 2292 番 10、他 1 筆、11,195.69 m²の財産を処分するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

処分金額 34,706,639 円

処分の相手方 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

□議第 49 号 訴えの提起について

- 1 訴訟事件名 保護費返還等請求事件
- 2 当事者 原告 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
野洲市
代表者 野洲市長 山仲 善彰
被告 [市内在住の個人]

3 管轄裁判所 大津簡易裁判所

4 請求の趣旨

- (1) 被告は原告に対し、金 1 2 7 万 3 9 3 0 円およびこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) 仮執行宣言

5 請求の原因（概要）

被告は、平成 22 年 7 月 1 日までの生活保護費の受給に当たり、一部期間の被告世帯の収入について虚偽の申告及び所得の隠蔽を図り、保護費を不

正に受給した。また、保護廃止決定に際し、既に支給した保護費の返還義務も生じている。本市は、生活保護法の規定に基づく返還請求権を有するが、被告は、一部を除き保護費の返納に応じないため、合計 1,273,930 円の返還請求等を行う。

6 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要があるときは上訴する。
- (3) 必要があるときは適当と認める条件で和解することができる。

口議第 50 号 訴えの提起について

1 訴訟事件名 損害賠償等請求事件

2 当事者 原告 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
野洲市

代表者 野洲市長 山仲 善彰

被告 [草津市在住の個人]

3 管轄裁判所 大津簡易裁判所

4 請求の趣旨

- (1) 被告は原告に対し、金 83 万 5950 円およびこれに対する本訴状送達の日の日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) 仮執行宣言

5 請求の原因（概要）

被告は、生活保護費の受給中、虚偽の申請により転居費用を 2 度にわたり不正に受給し、生活保護法の規定に基づき、返納することの誓約をしたにもかかわらず、一部を除き返納に応じないため、835,950 円の支払いを求める。

6 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要があるときは上訴する。
- (3) 必要があるときは適当と認める条件で和解することができる。

口議第 51 号 住居表示の実施区域及び方法について

住居表示を実施する区域及び当該区域における住居表示の方法を定めることにつき、住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

①住居表示の実施区域

野洲市市三宅の一部及び野洲市竹生の一部

②住居表示の方法

街区方式